第二十七条の二中「同条第十一項」を「同条第十五項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に、「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改める。

第二十八条の二第一項第二号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の十七第二項」に改める。

第二十八条の三第二項中「第十一条の十三」を「第十一条の三十二」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第六十二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第十四号中「第十一条の二十九」を「第十一条の四十八第一項」に改める。

第五十七条の五第一項第四号中「第十一条の十三」を「第十一条の三十二」に改める。

第六十五条の四第一項第十四号中「第十一条の二十九」を「第十一条の四十八第一項」に改める。

第六十八条の五十五第一項第三号中「第十一条の十三」を「第十一条の三十二」に改める。

（たばこ耕作組合法の一部改正）

第六十三条　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（以下」を「又は農業協同組合連合会（」に改める。

（たばこ耕作組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六十四条　存続中央会については、前条の規定による改正後のたばこ耕作組合法第八条第四項に規定する農業協同組合等とみなして、同項及び同条第五項の規定を適用する。

（大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正）

第六十五条　大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「教育委員会、公平委員会」の下に「、農業委員会」を、「公平委員会の委員」の下に「、農業委員会の委員」を加え、「農業委員会については新村の設置による長の選挙が行われ、新村の長が就任するまでの間」を削り、同条第二項中「職務執行者」の下に「（新村の設置による長の選挙が行われ、新村の長が就任した日以後においては、当該新村の長）」を加える。

第九条第一項中「選挙による」を削り、「第十五条第一項本文」を「第十条第一項本文」に改める。

（所得税法の一部改正）

第六十六条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一全国農業会議所の項及び都道府県農業会議の項を削り、同表中

農業協同組合中央会	農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するものでして財務大臣が指定をしたものに限る。）

を

農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するものでして財務大臣が指定をしたものに限る。）	（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するものでして財務大臣が指定をしたものに限る。）

に改める。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十七条　存続中央会は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一に掲げる法人とみなす。

（法人税法の一部改正）

第六十八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第三号イ及び附則第二十条第二項第三号ロ中「第十一条の十三」を「第十一条の三十二」に改める。

別表第二全国農業会議所の項及び都道府県農業会議の項を削り、同表中

農業協同組合中央会	農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するものでして財務大臣が指定をしたものに限る。）

を

農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するものでして財務大臣が指定をしたものに限る。）	（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するものでして財務大臣が指定をしたものに限る。）

に改める。

別表第三農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）の項中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条　存続中央会は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第二に掲げる法人とみなす。

2　存続中央会は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律等の一部改正）

第七十条　次に掲げる法律の規定中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

一　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第四条第三項及び第十四条第三項

二　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第五項

三　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第四十二条第二項及び第四十三条

四　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法第四十四条第二項第一号及び第三号並びに第四十六条第二項第二号